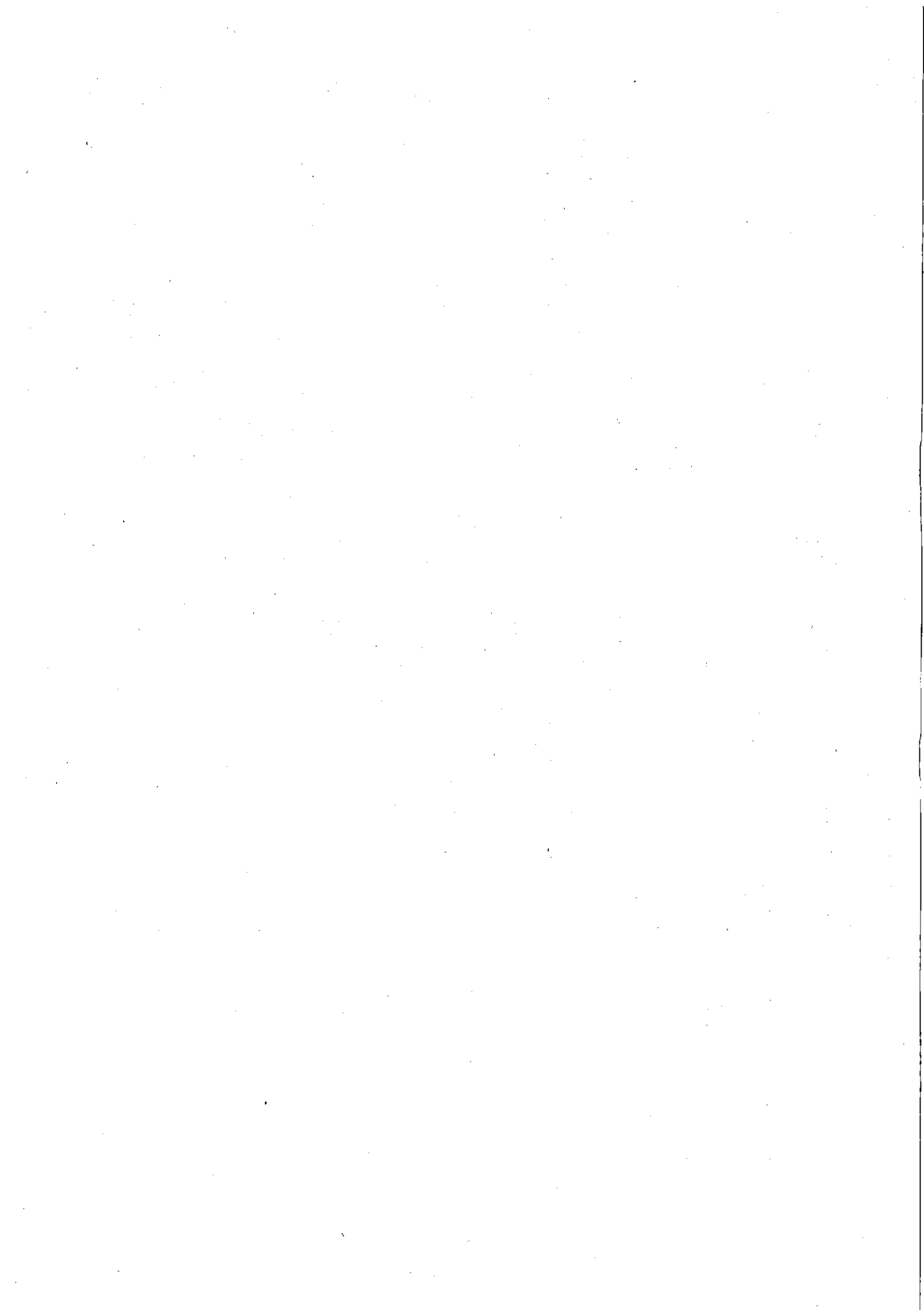


平成23年の政策評価の対象と進め方について（案）



平成23年の政策評価の対象と進め方について（案）

1. 一般政策について

（1）22年度に実施した政策の評価

- ① 評価結果を24年度の概算要求作業に反映させるため、3月、6月に政策評価第三者委員会（以下「委員会」）を開催し、意見を聴取。
評価結果の決定・公表は、概算要求等と同日の8月末。
- ② 行政事業レビューと連携していく観点から、目標値に対して達成度が悪い場合には、レビューシートを活用して事業の有効性等を検証。
- ③ 評価の充実を図るための情報として、これまで示してこなかった「予算執行額」（評価時点で把握できていない場合は「交付決定額」等）を提示。執行状況が悪い事業にはその理由も記述。

（2）23年度に実施する政策の目標等の充実・見直し

- ① 23年度政策の目標等は、22年8月に設定済みであるが、「食」に関する将来ビジョン（22年12月）、森林・林業基本計画（23年6月頃予定）、食と農林漁業の再生本部の基本方針（23年6月予定）等の内容を反映し目標等を充実。
また、22年度政策の評価を踏まえ、23年度政策の目標等も見直し。
- ② 充実・見直した目標等は、23年6月の委員会での意見聴取を経て公表。

（3）総合評価

22年度中に「政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進」を評価することを実施計画で決定済み。23年3月の委員会で意見聴取後、公表。

2. 税制について

- （1）税制要望については、以下の評価を実施し、委員会での意見聴取を経て、8月末の税制要望と併せて公表。
 - ① 税制要望する法人関連の租税特別措置等の事前評価
 - ② 恒久的な法人関連の租税特別措置等の事後評価

- (2) ②の恒久的な措置については、22年度から3箇年かけて全ての措置につき順次評価することとなっており、22年度は、創設の古い措置から3件評価しているが、具体的な選定の基準は今後検討。

3. 公共事業について

- (1) 3月末までに個別地区に係る以下の評価を実施し、予算箇所付けと併せて公表。

- ① 23年度に新規採択する補助事業等の事前評価
- ② 23年度に継続する補助事業等の期中評価
- ③ 補助事業等の完了後評価

※ 23年度に創設される補助事業による新規採択地区の事前評価については、新年度に評価を実施し、予算箇所付けと併せて公表の予定。

- (2) 8月末までに個別地区に係る以下の評価を実施し、概算要求と併せて公表。

- ① 24年度の新規着工を予算要求する直轄事業等の事前評価
- ② 24年度の継続を予算要求する直轄事業等の期中評価
- ③ 直轄事業等の完了後評価

- (3) 評価に際し、学識経験者の知見を活用するため各地方局等で開催している「公共事業評価技術検討会」においては、評価の客観性、厳格性の向上を図る観点から、個々の事業の状況や費用対効果分析の内容について明確に示すとともに、資料説明や意見交換に十分な時間を確保。

なお、公共事業の評価の関係については、委員会で必要に応じ全体的な事項を説明。

4. 研究開発について

- (1) 3月末までに以下の評価を実施し、公共事業の評価結果と同じスケジュールで公表。

- ① 22年度に終了する研究開発課題、研究制度の終了時評価
- ② 23年度に終了予定の研究開発課題、研究制度の終了時評価

(2) 8月末までに、24年度に新規予算要求する研究開発課題及び研究制度の事前評価を実施し、公共事業の評価結果と同じスケジュールで公表。

(3) その他

① 技術会議の評価専門委員会の構成見直しについて

研究の設計、管理・運営、評価等多段階における民間機関の参画を促進するため、評価専門委員会の構成を見直し、民間の有識者を拡充。

併せて、個々の研究開発が抱える問題点等を資料として提示し、明確に説明するとともに、意見交換の時間を十分に確保。

② 目標設定について

研究成果の実用化・普及の促進のため、技術会議事務局は、事前評価に際し、農業者のメリット等に着目した数値目標の設定、ロードマップの作成を徹底。また、期中・終了時評価において、技術会議は、ロードマップによる評価の実施と評価結果や情勢の変化に対応したロードマップの見直しを徹底。

③ なお、研究開発の評価の関係については、委員会で必要に応じ全体的な事項を説明。

5. 政策評価の基本計画及び実施計画について

(1) 基本計画

5年に1度を目途に策定している「政策評価基本計画」は22年8月に農林水産大臣が決定しており、今後、政策評価関係に動き(例えば、政策達成目標明示制度、行政事業レビューとの連携等)があれば改正。

(2) 実施計画

当該年度に評価対象等を農林水産大臣が定める「23年度政策評価実施計画」は、23年3月に策定予定。

具体的な内容としては、以下のとおり。

- ・一般政策については、22年度に実施した政策について評価を実施し、目標値に対して達成度合が悪い場合は事業等について個別評価
- ・公共事業や研究開発については、評価する地区やテーマ等

主なスケジュール

2月 ・第1回第三者委員会(評価制度を取り巻く状況や評価の対象と進め方)

※ 公共事業・研究開発については、地方局等で技術検討会等を1月から随時開催

3月 ・第2回第三者委員会(一般政策:22年度政策の評価、統計関係の総合評価)

・公共事業・研究開発評価、総合評価の結果を公表

6月 ・第3回第三者委員会(一般政策:22年度政策の評価、23年度政策の目標等の充実)

・23年度政策の目標等の充実について公表

※ 公共事業・研究開発については、地方局等で技術検討会等を4月から随時開催

8月 ・第4回第三者委員会(税制に係る事前・事後評価)

・概算要求・税制要望に併せ、一般政策、税制、公共事業、研究開発の評価結果を公表